明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

八　令第十四条第一項第一号カに掲げる事項　当該割当てが行われた場合に、当該割当て後における議決権割合を当該割当て前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

九　令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項　当該発行が行われた場合に、当該発行後における議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

十　令第十四条第一項第一号タに掲げる事項　当該処分が行われた場合に、当該処分後における議決権割合を当該処分前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

十一　令第十四条第一項第一号ツに掲げる事項　総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満の借財

十二　令第十四条第一項第一号に掲げる子会社　当該子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの（同号ヘ、ト、ヌ、ル、ヲ及びレに掲げる事項に限る。）

［２～４　略］

（あん分比例の方式）

**第三十二条**　法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちに占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

２　株券等の種類ごとに法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合においては、株券等の種類ごとに前項の計算を行うものとする。

３　第一項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書に記載した方法により行わなければならない。

４　［略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】(1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(3)

名称

（所在地）

第１【公開買付要項】

［１～３　略］

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)

［(1)・(2)　略］

七　令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項　当該割当てが行われた場合に、当該割当て後における議決権割合を当該割当て前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

八　令第十四条第一項第一号カに掲げる事項　当該発行が行われた場合に、当該発行後における議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

九　令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項　当該処分が行われた場合に、当該処分後における議決権割合を当該処分前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

十　令第十四条第一項第一号ソに掲げる事項　総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満の借財

十一　令第十四条第一項第一号に掲げる子会社　当該子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの（同号ホ、ヘ、リ、ヌ、ル及びタに掲げる事項に限る。）

［２～４　同上］

（あん分比例の方式）

**第三十二条**　［同上］

［項を加える。］

２　前項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書に記載した方法により行わなければならない。

３　［同上］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】(1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(3)

名称

（所在地）

第１【公開買付要項】

［１～３　同左］

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)

［(1)・(2)　同左］